

(仮称)郡山市立中学校給食センター
整備・運営事業

特定事業の選定

令和7(2025)年7月3日

郡山市

福島県郡山市(以下「市」という。)は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、(仮称)郡山市立中学校給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和7(2025)年7月3日

郡山市長 椎根 健雄

目 次

第1 事業概要.....	1
1 事業名.....	1
2 事業に供される公共施設等の種類.....	1
3 公共施設等の立地(事業用地の概要).....	1
4 公共施設等の管理者の名称.....	1
5 事業目的.....	1
6 事業方式.....	1
7 事業期間.....	2
8 事業範囲.....	2
第2 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価.....	3
1 定量的評価.....	3
(1) 前提条件.....	3
(2) 市の財政負担額の算定方法.....	4
(3) 評価結果.....	4
2 定性的評価.....	4
(1) 給食サービスの向上.....	4
(2) 適切なりスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営.....	5
3 総合的評価.....	5

第1 事業概要

1 事業名

(仮称)郡山市立中学校給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)

2 事業に供される公共施設等の種類

(仮称)郡山市立中学校給食センター(外構、附帯施設を含め、以下「本施設」という。)

3 公共施設等の立地(事業用地の概要)

(1) 所在地:郡山市安積町成田字長山地内 外

(2) 敷地面積:17,465.22 m²

4 公共施設等の管理者の名称

郡山市長 椎根 健雄

5 事業目的

現在、市内の給食センターは、「郡山市立中学校給食センター」及び「郡山市立中学校第二給食センター」の2か所が稼働しており、市立中学校 22 校に完全給食を提供している。

昭和 47(1972)年にしゅん工した「郡山市立中学校給食センター」及び平成元(1989)年にしゅん工した「郡山市立中学校第二給食センター」は、建築後、長期間が経過し、施設・設備の老朽化が著しく進んでいる。また、2か所の既存給食センターは、学校給食衛生管理基準が施行された平成 21(2009)年以前に建築されたため、現在の学校給食衛生管理基準に適合していない状況である。従って、施設の老朽化への対応に加えて、衛生管理の徹底が求められている。

このような中、民間活力(PPP/PFI)導入可能性調査(令和6年3月)においては、2か所の既存給食センターを1センターに集約・建替えするとともに、その整備手法はPFI法に基づくものとし、本件施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ一体的に民間事業者委ねることとした。

以上により本事業では、学校給食衛生管理基準や食物アレルギー等に対応した、安全・安心でおいしい給食を提供できる給食センターを新たに整備することを目的とする。加えて、時代に合わせた食文化の継承や、自然災害後の速やかな給食提供の再開等が可能な施設とし、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減を目指す。

6 事業方式

PFI法第 14 条第 1 項に基づき、市が本事業の実施のために設立された特別目的会社(以下「SPC」という。)と締結するPFI事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者自らが本件施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理及び運営等を行うBTO(Build Transfer Operate)方式とする。

7 事業期間

事業期間は以下のとおりとする。

- (1) 施設整備期間 事業契約締結日から令和 10(2028)年6月(約2年3か月)
- (2) 開業準備期間 令和 10(2028)年7月～令和 10(2028)年8月(約2か月)
- (3) 維持管理・運営期間 令和 10(2028)年8月～令和 25(2043)年7月末(約 15 年)

8 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

事業者が行う事業範囲は次のとおり。

- (1) 施設整備業務
- (2) 開業準備業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 運営業務

第2 市が直接実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成30年10月23日閣議決定)に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による市の財政負担見込額による定量的評価及びPFI事業として実施することの定性的評価を踏まえた総合的評価を行った。

1 定量的評価

本事業を市が直接実施した場合とPFI方式により実施した場合、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較することで評価を行った。

(1) 前提条件

市の財政負担額の比較に当たり、前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、プロポーザル参加者の提案内容を制限するものではなく、また一致するものでもない。

【市の財政負担額算定の前提条件】

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備業務に係る費用 ②開業準備業務に係る費用 ③維持管理業務に係る費用 ④運営業務に係る費用 ⑤地方債の償還金及び支払利息	①サービス対価(施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務並びに運営業務に係る費用及び事業者が本事業の実施に要する諸費用) ②アドバイザー費 ③モニタリング費 ④地方債の償還金及び支払利息
共通の条件	①事業期間 17年4か月(施設整備期間2年3か月、開業準備期間2か月、運営期間15年)※開業準備期間と運営期間に重複期間あり。 ②敷地面積 17,465.22 m ² ③供給能力 8,500食/日(2献立) ④割引率 0.546%	

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
資金調達に関する事項	①学校施設環境改善交付金 ②学校教育施設等整備事業債 ・充当率:補助裏分 90% 継足し単独分 75% ・償還期間:25年 (うち据え置き3年) ・利率:2.10% ③一般財源	①学校施設環境改善交付金 ②学校教育施設等整備事業債 ・充当率:補助裏分 90% 継足し単独分 75% ・償還期間:25年 (うち据え置き3年) ・利率:2.10% ③銀行借入 ・返済期間 15年 ・固定金利(市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定) ④資本金 ⑤一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定した。	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定した。

(2) 市の財政負担額の算定方法

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合の市の財政負担額と、PFI方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間中にわたり年度別に算出し、それらを割引率により現在価値に換算した。

(3) 評価結果

算定結果により、市の財政負担額を比較したところ、本事業を市が直接実施する場合に比べて、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が3.6%程度削減することが見込まれる。

2 定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、上記のような定量的効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 給食サービスの向上

新調理場の設計、建設、維持管理及び運営に関する業務について、事業者が一括して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウ、技術力、資金調達能力等が最大限に発揮される。事業者自らが設計及び建設することで、限られた敷地の有効活用や、効率的かつ効果的な調理環境の創出が期待できる。

これらに加え、官民の連携により調理・衛生管理体制の充実を図ることで、より安全・安心な質の高い給食の提供、食育環境の充実等、更なる給食サービスの向上が期待できる。

(2) 適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営

本事業において想定されるリスクを明確にし、かつ、適切なリスク移転及び官民の役割分担をすることにより、事業全体におけるリスクの最適化が図られ、リスクの発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。

3 総合的評価

本事業をPFI方式により実施することで、事業者の創意工夫やノウハウを活用することが可能となり、効率的かつ効果的な調理環境のもと、より安全・安心で質の高い給食の提供等、更なる給食サービスの向上が期待できる。また、事業者との適正な役割分担による業務の効率化等が期待できる。

加えて、市の財政負担は、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通して 3.6%程度の削減が見込まれる。

以上の客観的な評価の結果により、本事業をPFI方式により実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。